総合口座(普通貯金無利息型)取引規定

1. (総合口座取引)

- (1) 次の各取引は、総合口座として利用すること(以下、「この取引」といいます。)ができます。
 - ① 普通貯金(利息を付さない旨の約定のある普通貯金無利息型(決済用)です。以下同じ。)
 - ② 期日指定定期貯金、自由金利型定期貯金<M型>、自由金利型定期貯金、変動金利定期貯金(以下、これらを「定期貯金」といいます。)、定期積金、および国債等公共債(以下、「国債等」といいます。)
 - ③ 第2号の定期貯金、定期積金、および国債等を担保とする当座貸越
- (2) 普通貯金については、単独で利用することができます。
- (3) 第1項第1号、第2号の各取引については、この規定の定めによるほか、当組合の当該各取引の規定により取扱います。ただし、定期貯金、定期積金には、証券類の受入れはできません。

2. (取扱店の範囲)

(1) 普通貯金は、当店のほか当組合のどこの店舗でも預入れまたは払戻し(当座貸越を利用した 普通貯金の払戻しを含みます。)ができます。また、当組合が提携した県内の農業協同組合(以 下、「提携組合」といいます。)においても、普通貯金への預入れまたは払戻し(当座貸越を利 用した普通貯金の払戻しを含みます。)ができます。ただし、当店以外での払戻しの際の1回お よび1日あたりの限度額は、当組合所定の金額の範囲内とします。

また、一部を除き、当組合が提携した県外の農業協同組合の現金自動預入払出兼用機(以下、「自動化機器」といいます。)においても、預入れができます。

(2) 定期貯金および定期積金の預入れは当組合所定の金額以上とし、この預入れ、解約は当店のみで取扱います。ただし、定期貯金の2件目以降の預入れは当店のほか、当組合のどこの店舗でも取扱います。

また、定期貯金の自動化機器における預入れは、当店のほか、一部を除き、当組合の他の本・支店(所)および当組合が提携した県内外の農業協同組合においても取扱います。

3. (定期貯金の自動継続)

- (1) 定期貯金は、満期日に前回と同一の期間の貯金に自動的に継続します。ただし、期日指定定期貯金は、通帳の定期貯金・担保明細欄記載の最長預入期限に期日指定定期貯金に自動的に継続します。
- (2) 継続された貯金についても前項と同様とします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日(継続をしたときはその満期日)の前営業日までにその旨を当店に申出てください。ただし、期日指定定期貯金については、最長預入期限(継続をしたときはその最長預入期限)の前営業日までにその旨を当店に申出てください。

4. (貯金の払戻し等)

- (1) 普通貯金の払戻しをするときは、当組合所定の払戻請求書(提携組合で普通貯金の払戻しをするときは、提携組合所定の払戻請求書)に届出の印章により記名押印して、この取引の通帳とともに提出してください。
- (2) 定期貯金を解約するときは、当組合所定の定期貯金解約申込書に届出の印章により記名押印して、この取引の通帳とともに提出してください。
- (3) 定期積金を解約するときは、当組合所定の定期積金解約申込書に届出の印章により記名押印して定期積金通帳または証書およびこの取引の通帳とともに、当店に提出してください。
- (4) 前3項の払戻しまたは解約の手続に加え、当該貯金の払戻しまたは解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当組合所定の本人確認資料の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しま

たは解約を行いません。

- (5) 普通貯金から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当組合所定の手続をしてください。
- (6) 普通貯金から同日に数件の支払いをする場合に、その総額が払戻すことができる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。)をこえるときは、そのいずれを支払うかは当組合の任意とします。

5. (自動化機器での通帳による普通貯金の払戻し)

当組合がキャッシュカードを発行している貯金者に限り、当組合および県内の提携組合の自動 化機器を使用して、この通帳により普通貯金の払戻しができます。なお、申出があれば通帳によ る払戻しをしない取扱いもできますので、この場合は書面により当店へ申出てください。

自動化機器での通帳による普通貯金の払戻しについては、この規定の他の条項並びに当座性貯金共通規定の条項およびカード・ICカード規定兼ローンカード規定の条項を準用します。

6. (貯金利息の支払い)

- (1) 普通貯金には利息をつけません。
- (2) 定期貯金の利息は、元金に組入れる場合および中間払利息を中間利息定期貯金とする場合を除き、その利払日に普通貯金に入金します。現金で受取ることはできません。

7. (当座貸越)

- (1) 普通貯金について、その残高をこえて払戻しの請求(提携組合での払戻しの請求を含みます。)または各種料金等の自動支払いの請求があった場合には、当組合はこの取引の定期貯金、定期積金、国債等を担保に不足額を当座貸越として自動的に貸出し、普通貯金へ入金のうえ払戻しまたは自動支払いします。
- (2) 前項による当座貸越の限度額(以下、「極度額」といいます。)は、次の①と②の金額の合計額とします。
 - ① この取引の定期貯金、定期積金の掛込残高の合計額の 90% (千円未満は切捨てます。) または 300 万円のうちいずれか少ない金額とします。
 - ② この取引の国債等のうち、利付国債、政府保証債、地方債についてはその額面合計額の80%と割引国債についてはその額面合計額の60%との合計額、または200万円のうちいずれか少ない金額。ただし、国債等の額面額に乗じる割合は、金融情勢の変化により変更することがあります。この場合、変更日および変更後の割合は店頭に表示し、それにより貸越金が新極度額をこえることになるときは、当組合からの請求がありしだい直ちに新極度額をこえる金額に見合う国債等を担保に差し入れるか、または新極度額をこえる金額を支払ってください。
- (3) 第1項による貸越金の残高がある場合には、普通貯金に受入れまたは振込まれた資金(受入れた証券類の金額は決済されるまでこの資金から除きます。)は貸越金残高に達するまで自動的に返済にあてます。なお、貸越金の利率に差異がある場合には、後記第9条第1項第1号の貸越利率の高い順にその返済にあてます。

8. (貸越金の担保)

- (1) この取引に定期貯金、定期積金、国債等があるときは、第2項の順序に従い、次により貸越金の担保とします。
 - ① この取引の定期貯金、定期積金には、その合計額について 333 万 4 千円を限度に貸越金の 担保として質権を設定します。
 - ② この取引の国債等は、そのすべてについて貸越金の担保として差入れられ、その国債等 (その国債等が混蔵保管の方法により寄託されている場合にはその共有持分権その他いっさ

いの権利) は担保としてその引渡しを受けます。ただし、当組合が債権保全上支障ないと判断した場合には、国債等の担保のうち一部または全部の解除に応じます。

- (2) この取引に定期貯金、定期積金、国債等があるときは、後記第9条第1項第1号の貸越利率の低いものから順次担保とします。なお、貸越利率が同一となる定期貯金、定期積金、国債等が数口ある場合には、次により取り扱います。
 - ① 定期貯金または定期積金を担保とする貸越利率と国債等を担保とする貸越利率が同一の場合には、まず、定期貯金を担保とし、つづいて定期積金、国債等の順に担保とします。
 - ② 貸越利率が同一となる定期貯金が数口ある場合には、預入日(継続をしたときはその継続日)の早い順序に従い担保とします。
 - ③ 貸越利率が同一となる定期積金が数口ある場合には、契約日の早い順序に従い担保とします。
 - ④ 国債等が数種ある場合は次の順序に従い担保とします。なお、同種の国債等が数口ある場合には償還日の早い順、償還期日が同じ場合には取扱番号の若い順とします。
 - A 割引国債
 - B 利付国債
 - C 政府保証債
 - D 地方債
- (3)① 貸越金の担保となっている定期貯金、定期積金について解約、担保解除または(仮)差押があった場合には、前条第2項1号により算出される金額については、解約または担保解除された定期貯金、定期積金の金額または(仮)差押にかかる定期貯金、定期積金の全額を除外することとし、前2項と同様の方法により貸越金の担保とします。
 - ② 貸越金の担保となっている国債等について、引出し、振替え、買取り、償還または(仮) 差押があった場合には、前条第2項2号により算出される金額については、引出し、振替え、 買取り、償還または(仮)差押にかかる国債等の全額を除外することとし、前2項と同様の 方法により貸越金の担保とします。
 - ③ 前2号の場合、貸越金が新極度額をこえることとなるときは、直ちに新極度額をこえる金額を支払ってください。この支払いがあるまで前号の(仮)差押にかかる国債等についての担保権は引続き存続するものとします。

9. (貸越金利息等)

- (1)① 貸越金の利息は、付利単位を 100 円とし、毎年2月と8月の当組合所定の日に、1年を 365 日として日割計算のうえ普通貯金から引落しまたは貸越元金に組入れます。この場合の 貸越利率は、次のとおりとします。
 - A 期日指定定期貯金を貸越金の担保とする場合 その期日指定定期貯金ごとにその「2年以上」の利率に年0.5%を加えた利率
 - B 自由金利型定期貯金<M型>を貸越金の担保とする場合 その自由金利型定期貯金<M型>ごとにその約定利率に年 0.5%を加えた利率
 - C 自由金利型定期貯金を貸越金の担保とする場合 その自由金利型定期貯金ごとにその約定利率に年 0.5%を加えた利率
 - D 変動金利定期貯金を貸越金の担保とする場合 その変動金利定期貯金ごとにその約定利率に年 0.5%を加えた利率
 - E 定期積金を貸越金の担保とする場合 その定期積金ごとにその約定利回りに年 0.5%を加えた利率
 - F 国債等を貸越金の担保とする場合 店頭掲示の総合口座貸越利率表記載の貸越利率
 - ② 前号の組入れにより極度額をこえる場合には、当組合からの請求がありしだい直ちに極度額をこえる金額を支払ってください。

- ③ この取引の定期貯金、定期積金の全額の解約または担保解除、国債等の全部の引出し、振替え、買取りまたは償還により、定期貯金、定期積金の掛込残高の合計額および国債等の残高が零となった場合には、第1号にかかわらず貸越金の利息を同時に支払ってください。
- (2) 当組合に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、年 14.5% (年 365 日の日割計算)とします。

10. (国債等の償還金等の受入れ)

この取引の国債等の償還金および利金の支払いがある場合に貸越残高があるときは、保護預り 規定兼振替決済口座管理規定にかかわらず、当組合がこれを受けとり、この取引の普通貯金へ入 金します。また、この取引の国債等の買取代金の支払いがある場合に貸越残高があるときも同様 とします。

11. (即時支払)

- (1) 次の各号の一にでも該当した場合に貸越元利金等があるときは、当組合からの請求がなくても、それらを支払ってください。
 - ① 支払いの停止または破産、民事再生手続開始の申立があったとき
 - ② 相続の開始があったとき
 - ③ 第9条第1項第2号により極度額をこえたまま6か月を経過したとき
 - ④ 住所変更の届出を怠るなどにより、当組合において所在が明らかでなくなったとき
- (2) 次の各場合に貸越元利金等があるときは、当組合からの請求がありしだい、それらを支払ってください。
 - ① 当組合に対する債務の一つでも返済が遅れているとき
 - ② その他債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき

12. (差引計算等)

- (1) この取引による債務を履行しなければならない場合には、当組合は次のとおり取扱うことができるものとします。
 - ① この取引の定期貯金、定期積金については、その満期日前でも貸越元利金等と相殺できる ものとします。また、相殺できる場合は事前の通知および所定の手続を省略し、この取引の 定期貯金、定期積金を払戻し、貸越元利金等の弁済にあてることもできるものとします。
 - ② この取引の国債等(個人向け国債は除きます。)については、事前に通知することなく、これを一般に適当とみとめられる方法、時期、価額等によって処分のうえ、その取得金から諸費用を差し引いた残額を債務の弁済にあてることができるものとします。
 - ③ 前2号によるほか、事前に通知のうえ、一般に適当と認められる価額、時期等によって債務の全部または一部の弁済に代えて、この国債等(個人向け国債は除きます。)を取得することもできるものとします。
 - ④ この取引の個人向け国債については、事前に通知することなく中途換金請求があったもの として取扱い、その代金から諸費用を差し引いた残額を債務の弁済にあてることができるも のとします。
 - ⑤ 前1号から前4号により、なお残りの債務がある場合には直ちに支払ってください。
- (2) 前項によって差引計算等をする場合、債権債務の利息および損害金の計算については、その期間を計算実行の日までとし、定期貯金の利率はその約定利率、定期積金の利回りはその約定利回りとします。
- (3) 第1項により、なお普通貯金の残高がある場合には、この通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当組合は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

13. (保険事故発生時における貯金者からの相殺)

- (1) この取引の定期貯金、定期積金は、満期日が未到来であっても、当組合に農水産業協同組合 貯金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当組合に対する借入金等の債務と相殺する場 合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、こ の貯金が前記第8条第1項第1号により貸越金の担保となっている場合にも同様の取扱いとし ます。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を 指定のうえ、通帳は直ちに当組合に提出してください。ただし、相殺により貸越金が新極度 額をこえることとなるときは、新極度額をこえる金額を優先して貸越金に充当することとし ます。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当組合の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① 定期貯金の利息額および定期積金の利息相当の計算については、その期間を相殺通知が当 組合に到達した日の前日までとして、定期貯金の利率は約定利率、定期積金の利率は約定利 回りを適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日までとして、利率、料率は当組合の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当組合の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当組合の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

14. (休眠預金等活用法におけるこの取引に係る取扱い)

- (1) この取引における貯金のいずれかに各貯金規定に定める将来における債権の行使が期待される事由が生じた場合には、他の貯金にも当該事由が生じたものとして取り扱います。
- (2) この取引における全ての貯金について、長期間お取引がない場合(当組合の当該各取引の規定により取扱います。)、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することとなります。

以上

(平成29年12月29日現在)